

共済組合の被扶養者と扶養手当、扶養控除の違い

別紙

	共済組合の被扶養者		給与上の扶養(扶養手当)	所得税法上の扶養(扶養控除)	
制度の目的	共済組合の短期給付を受けるため		扶養手当受給のため	所得控除を受けるため	
手続き	事実発生日より30日以内に申請		事実発生日より15日以内に申請	通常期: 当該年12月31日時点の扶養親族等に該当すると思われる扶養親族を申告。 年末調整時: 確定した扶養親族等を申告	
家族の範囲	①組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ②組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で①に掲げる者以外のもの ③組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属する者		①配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む) ②22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子、孫、弟妹 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④身体又は精神に著しい障害のある者(親族関係がなくてもよいが、終身労務に服することができない程度であること。)	所得者と生計を一にする親族 ※親族とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。 ※児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人も含まれます。	
収入限度額(年間)	60歳未満	130万円未満	130万円未満 (日額: 3,612円未満) (月額: 108,334円未満)	当該年の1～12月までの合計所得金額48万円以下 (非課税所得は含みません。例: 遺族年金、育児休業手当金など)	
	障害年金受給者	180万円未満		給与収入のみの場合	103万円
	60歳以上			公的年金等にかかる雑所得のみの場合(65歳未満)	108万円
				公的年金等にかかる雑所得のみの場合(65歳以上)	158万円

◎それぞれの詳細な手続き、収入などについてはそれぞれ以下のとおりご確認ください。

・共済組合の被扶養者 →『被扶養者資格認定取扱基準』

・給与上の扶養(扶養手当) →知事部局職員(会計年度任用職員を除く)については『給与事務の手引き』、それ以外の方については、各所属所の手当マニュアル

・税法上の扶養(扶養控除)→国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)